

第3 1回基本計画策定・推進専門委員等会議 審議官読み上げ  
(法務省における被害が潜在化しやすい被害者等への支援)

1 検察庁における取組

(1) 代表者聴取(資料1ページ)

検察庁における取組の一つとして、まず、「代表者聴取」について御説明いたします。資料1ページを御覧下さい。

検察庁では、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携を強化し、性犯罪を含む児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組(代表者聴取)を積極的に実施しております。

平成27年10月から平成30年度下半期までの間に、児童が被害者等の事件について、2,600件を超える代表者聴取を実施しており、平成30年度は下半期のみで791例実施されているなど、実務に着実に定着しつつあり、引き続き、適切な制度運用に努めてまいります。

(2) 被害者支援員による支援(資料2ページ)

次に、「検察庁における被害者支援員による支援」について御説明いたします。資料2ページを御覧下さい。

全国の検察庁においては、犯罪被害者等への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、それぞれの被害者等が置かれた状況やその特質に応じ、被害者等からの様々な相談への対応を行っています。

具体的な職務内容については、例えば、

- ① 来庁した被害者等からの各種相談に応じたり、各庁に設置されている被害者相談専用電話である「被害者ホットライン」での電話対応を行う
- ② 被害者等の不安を除去するために、刑事手続、証人尋問等の説明など各種情報提供を行う
- ③ 来庁した被害者等への対応及び検察官調べ室、法廷等への案内、付添いを行う
- ④ 被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介又は連絡・調整を行う

などの支援活動を行っています。

(3) 犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(冊子)

次に、お手元に配布させていただいている冊子「犯罪被害者の方々へ」を御覧下さい。

法務省では、被害者参加制度や犯罪被害者保護・支援のための制度等について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の

方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしています。

また、同パンフレットについては、英語版や点字版のほか、音声を録音したCDを作成して、検察庁等に備え置き、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対する刑事手続等に関する情報提供の充実に努めています。

## 2 法務少年支援センターにおける取組（地域援助）（資料3 ページ）

続いて、法務少年支援センターにおける取組について御説明いたします。資料3 ページを御覧下さい。

少年鑑別所では、少年鑑別所法第131条に基づき、地域援助と呼ばれる地域社会の非行・犯罪の防止に向けた活動を、「法務少年支援センター」として行っており、子どもや保護者等から、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校等でのトラブル、交友関係等について、幅広く相談に応じております。援助の対象は子どもに限らず、成人も含んでおり、保護者や家族、学校教諭、支援者等に対しても必要な援助を行っています。

寄せられる相談の例としては、学校で暴力を振るったり、性的問題行動に及んだりする児童生徒等への対応といった、背景に複雑な問題性がうかがわれ、学校や他の相談機関などが対応に苦慮しているものが挙げられます。

こうした相談対応の過程で、問題行動の背景に児童虐待が疑われる場合もあるところ、児童福祉機関等の関係機関と連携を深めつつ早期発見・早期対応に向けた取組に努めています。

## 3 人権擁護機関における取組（資料4 ページ）

続いて、人権擁護機関における取組について御説明いたします。資料4 ページを御覧下さい。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局が、常設・特設の人権相談所を開設しているほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」や日本語を自由に話すことのできない方のために「外国人のための人権相談所」を開設するなどして、犯罪被害者を含む人権侵害を受けた方々からの様々な相談を受け付けております。

特に、被害が潜在化しやすい児童虐待の防止に向けた取組としましては、子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」や全国の小中学生全員に配布している「子どもの人権SOSミニレター」、インターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用しており、虐待等の疑いのある事案

を認知した場合には、関係機関と連携し、適切な措置を講じています。また、人権擁護委員が、地域の啓発活動等を通じて、これまで発生した児童虐待事案を十分意識して情報収集に努めております。さらに、これらの相談窓口の更なる周知・広報を行うとともに、SOSミニレターの学校等への備置きを積極的に行うことに加え、地域を限定したものではありませんが、LINEによる人権相談窓口も新たに開設するなど、更なる充実を図っております。

#### 4 法テラスにおける取組（資料5ページ）

最後に、日本司法支援センター（法テラス）における取組について御説明いたします。資料5ページを御覧下さい。

まず、左側に「法テラスの犯罪被害者支援の流れ」としてチャート図で記載しているとおり、法テラスでは、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からの問合せを、サポートダイヤルや地方事務所において受け付け、そうした方々の被害後の状況やニーズに応じて、最適な相談窓口や、利用できる法制度などの情報を無料で提供しているほか、法律専門家の力が必要な場合には、被害者支援の経験や理解のある弁護士を御紹介しています。

平成30年度に問合せを受け付けた件数は、合計で約2万9,000件に上っており、被害者支援の経験や理解のある弁護士を御紹介した件数は、約1,800件となっております。

一般的な法テラスの犯罪被害者支援の流れはこのようなものですが、特に被害が長期間顕在化しにくいと考えられるDV・ストーカー・児童虐待の事案に関しては、資料右側に概要を記した「DV等被害者法律相談援助」という援助制度を設け、早期の弁護士関与を促進しています。

すなわち、DV等の被害は、継続的に発生し、徐々に深刻化していく類型といえ、事態が顕著化した時点ではすでに深刻化している例が多い傾向にありますが、そのような深刻な事態を防止するためには、それ以前の初期段階から弁護士が介入することが望ましいものです。そこで、そうした被害を現に受けている方から法テラスに御連絡をいただければ、直ちに担当弁護士を選任し、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するのがこの「DV等被害者法律相談援助」であり、一般的な法テラスの法律相談と異なって、民事だけでなく刑事に関する相談もできる点や、より迅速に弁護士による法律相談までたどり着くことができる点などに特徴があります。平成30年度には、合計で約800件の御利用をいただきました。

平成30年1月24日に運用を開始したこの制度ですが、現在、その定着に向け、適切な運用や一層の周知に努めているところであり、引き続き、被害が潜在化しやすい被害者等にも十分に配慮しながら、これらの犯罪被害者支援

をしっかりと実施してまいりたいと考えています。